要介護認定等情報提供申請に係る確認表

1　申請にあたり必要となる書類

様式第２号申請書による申請（介護サービス計画作成等を目的とした場合）	①要介護認定等情報提供申請書（事業者用） ②サービス提供契約書、入所契約書その他事業者が本人と契約関係等にあることが確認できる書類又はその写し（要介護認定等情報提供の申請日において「居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書等」が本市に対し提出済みの場合は除く） ※②は提示で可
様式第３号申請書による申請（介護老人福祉施設における入所判定を目的とした場合）	①要介護認定等情報提供申請書（指定介護老人福祉施設入所判定用） ②入所申込書又はその写し

2　情報提供交付時に必要となる書類

申請様式共通	従業員証その他申請者又は来庁者が当該事業者に所属していることが確認できる書類又はその写し ※提示で可 ※郵送申請の場合は、要介護認定等情報提供申請書の送付と併せて写しを郵送してください。

3　申請から情報を受けるまでの流れ（様式第２号申請書の場合）

①「要介護認定等情報提供に係る事前連絡票」を FAX にて介護保険課へ提出 ※郵送申請の場合は不要	事前連絡票の受付けは、提供対象者の希望する情報にかかる審査会日以降からとなります。 審査会日より前に提出されたものは、却下扱いとなります。
②「要介護認定等情報提供申請書（事業者用）」等の提出	「１　申請にあたり必要となる書類」を提出してください。 郵送申請の場合は、「２　情報提供交付時に必要となる書類」及び切手付きの返信用封筒と併せて郵送してください。なお、審査会日より前に介護保険課へ郵便が到達したものは、却下扱いとなります。
③要介護認定等情報の提供 ※窓口受取りの場合、原則②と③は同時となります。	窓口で受取りの場合は、「２　情報提供交付時に必要となる書類」を提示してください。 要介護認定等情報の提供は、事前連絡票の提出日の翌々営業日からとなります。 ※郵送申請の場合は、情報の用意ができ次第送付します。

※介護老人福祉施設における入所判定を目的とした様式第３号申請書による、申請から情報を受けるまでの流れについては、長野市介護保険課給付担当（026-224-7871）へお問い合わせください。

【情報提供交付時に必要となる書類について】

確認表の「２ 情報提供交付時に必要となる書類」における、「従業員証その他申請者又は来庁者が当該事業者に所属していることが確認できる書類又はその写し」の考え方は以下のとおりとなります。

１点提示の場合	２点提示の場合
従業員証 （事業者（所）の押印又は顔写真あり）	従業員証＋介護支援専門員証又は運転免許証 （従業員証に事業者（所）の押印及び顔写真がない場合）
雇用関係証明書（任意様式） （ただし、事業者（所）の押印があるものに限る）	名刺＋介護支援専門員証又は運転免許証
健康保険証 （事業者（所）名の記載があるものに限る）	
長野市が発行した委託調査員証	

※郵送申請の場合は、写しを同封してください。